

第4回年金業務・社会保険庁監視等委員会議事録

1 日時 平成19年10月24日（水）13:00～14:45

2 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室

3 出席者

（委員会）葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員

（総務省）増田総務大臣 村木行政管理局長 田部事務室長 長屋主任調査員 横田主任調査員ほか

（厚生労働省）樽見官房参事官

（社会保険庁）坂野社会保険庁長官 吉岡総務部長 中野社会保険業務センター所長 北村統括管理官 鈴木運営部企画課長

4 議事次第

(1) 総務大臣あいさつ

(2) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング

5 会議経過

【葛西委員長】 それでは、ただいまより第4回の年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

本日は公務ご多忙の中を増田大臣にお越しいただいておりますので、ごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしく申し上げます。

【増田大臣】 総務大臣の増田でございます。どうぞよろしくお申し上げます。

前回、第3回の会議のときに既に総務大臣に就任しておりましたが、国会用務でこちらにお伺いできませんでした。したがって、総務大臣になりましてから今回初めて、監視委員会に出席させていただきます。大変遅くなりましたが、特に葛西委員長をはじめ、委員の皆様方によりしくお願い申し上げる次第でございます。

当委員会は、7月に発足をいたしまして、きょうで第4回目、この間、精力的に調査・審議にお取り組みをいただいているところでございます。まず感謝を申し上げます。年金記録問題は、国民の今一番の政治あるいは行政に対する不信感の源になっておりまして、この問題を解決することは、福田内閣の下での最重要課題と言い切っても間違いない問題でございます。総務省には、幾つかの委員会が設置されているわけでございま

す。これから将来に向けてこの問題を正しく行っていくために、まず官が一番しっかりしなければいけないわけではありますが、そうしたことに対して監視の目を行き届かせていただきますのは、この委員会ということになります。私も総理からこの問題に全力を挙げて取り組むよう命を受けておりました、委員の皆様方にはまた今後お手を煩わせることになるとは思いますけれども、よろしくご指導をお願い申し上げる次第でございます。

年金問題は今後に向けまして、結果だけが求められるということになると思います。もう言い訳のきかないことでもございまして、来年3月までどうするとか、その後どうすると、すべて結果だけが求められるということでもあります。この間、いずれにいたしましても、さまざまな要因が積み重なって、今回の事態を招いてきているということでもございますので、国民の目線に立って少しでもおかしいこと、あるいは、少しでもご疑問に感じられることについては、その度ごとにいろいろとただしていただくということになるかと思えます。順調に進んでいるとか、概ねいい方向に向かっているという中に、何か誤った方向に行く原因が潜んでいないか、まさに国民の視点でいろいろと今後ご指摘を賜ればと思っております。

私どもはこの委員会の事務局をお預かりするという立場でございます。大変重責でございますが、委員の皆様方に今後ご審議いただく上で、当然のことながら私どもが全力を尽くしてその職責を果たしていきたいと考えているところでございます。皆様方に改めてこれまでのご審議に感謝申し上げますとともに、今後の活発なご議論をお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます次第でございます。どうぞ葛西委員長はじめ委員の皆様方にはよろしくお願い申し上げます。

【葛西委員長】 どうもありがとうございました。ただいまの増田大臣のご要請を踏まえながら、審議に取り組んでまいりたいと存じます。

ここで大臣におかれましては、公務の都合によりご退席になられます。どうもありがとうございました。

【増田大臣】 皆様、どうぞよろしく申し上げます。

(増田大臣退室)

(報道関係者退室)

【葛西委員長】 それでは、厚生労働省及び社会保険庁からのヒアリングを行いたいと思います。本日は厚生労働省から樽見官房参事官、それから、社会保険庁から坂野長官、吉岡総務部長、北村統括管理官、中野社会保険業務センター所長、鈴木企画課長にお越し

いただいております。

5,000万件の年金記録の名寄せや、新たな年金記録システムの構築などの作業につきまして、これまでの進捗状況のご説明をいただくとともに、当委員会において宿題となっております事項についてもご回答いただきまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

【鈴木企画課長】 それでは、早速でございますが、先生方のお手元でございます資料について、要点をご説明させていただきたいと思っております。社会保険庁の企画課長でございます。よろしくお願いたします。

まず資料1でございますけれども、A3の横長の資料でございます。これは私どもの舩添大臣が申しておりますように、進捗状況につきましてできるだけ国民にわかりやすい形で、かつ定期的にお示しをするということで、その試みとしてこういった図式化した形で、お示しをしたものでございます。これにつきまして、また先生方にお目通しをいただき、いろいろご指導を賜りたいと思っております。

この資料の作り方でございますけれども、一番左側に7月5日の政府与党でまとめた対策、それから、それに基づきましてより具体化した工程表を私どもつくったわけでございますが、その項目を体系的に左側に並べまして、それが直近時点までどういう進捗をしてきたか、それから、ここ当面、具体的には20年3月あたりをめどにいたしておりますけれども、どういう予定で進むか、さらに長期的に最後までどういうことで進んでいくかということを表したものでございます。

全体といたしまして今申し上げました政府与党の取りまとめ、実施工程表について並べたものでございますけれども、まず第1番目といたしまして、何をおきましてやはり5,000万件をはじめといたします未統合記録の基礎年金番号への統合という項目でございます。1ページ目でございます。これにつきましては、上から要点をご説明させていただきますと、まず5,000万件につきまして、現在、直近までやりましたことは、システム開発をまず大至急でやらなければならないということで、名寄せ、それから、特別便の発送に係りますシステム開発、これを現在実施中ということでございます。後ほど資料3でセンターの所長のほうからご説明申し上げますけれども、既に一部につきまして名寄せシステムのテストランに移っている。昨日は舩添大臣が業務センターに出向きまして、直にその実施状況について監督・督励をしたということでございます。

それから、この名寄せにつきましてシステム開発と同時に、名寄せを円滑にするための

補正作業というものを進めてございます。ご案内のように氏名等が収録されていない記録、524万件あったわけでございますけれども、これにつきまして、いわゆる払出簿などを参照いたしましてまずきちんと埋めると、これが名寄せの前提になってまいります。この補正作業を現在実施をしているということでございます。

まことに恐縮でございますが、その関係で資料2というものをごらんいただきたいと思っております。同じくA3の横長1枚紙でございますけれども、今ご説明申し上げたように、524万件的氏名等がない記録がございます。これにつきまして、従前ご紹介を申し上げましたように、私どもまず氏名等がございませんけれども、この記録自体についてはすべて手帳の記号番号がついてございますので、それをもとに払出簿—その手帳の番号をつけたときの帳簿というものに立ち戻りまして、そこで氏名・性別・生年月日のうち、欠けているものを埋めるという作業をやっているわけでございます。当然、払出簿だけではわかるものもあれば、そこでわからなくてさらに原資料であります名簿とか原票というものまで立ち戻って、確認をしなければならないものもあるということで、この2つの作業について鋭意進めているということでございます。

そこで一番下の図をごらんいただければわかりやすいかと存じますが、一番左に氏名等のない記録が約524万件というのがございます。作業の手順をご紹介いたしますと、まずこれにつきまして524万件的リストをつくりまして、そのリストについて氏名なりあるいは生年月日なり、空いている部分につきまして、ただいま申し上げました手帳記号番号をつけたときの帳簿—払出簿から移し込む作業をいたしております。このうち7割方はこの移し込みの作業で氏名・性別・生年月日が確定できるということでございまして、それがこの②という流れでございます。今、氏名等のない記録524万件的のうち、①払出簿からそういったものを埋め込む作業、これが8割方終わっておりまして、425万件終わっているということでございます。そのうちの7割、297万件が上の②の矢印でございますけれども、そのまま確定をいたしましたもので、これをコンピュータに打ち込める状況でございます。その中で直にコンピュータに打ち込みましたのが、右のほうに移っていただきまして、3補正入力の下にございます⑤入力済というところの、89万5,000件ということでございます。さらにこれを間違っははいけませんので、この入力した結果をきちんと間違いのないなという確認もいたしておりますが、その確認まで終わりましたのが⑥ということで、82万件ということでございます。

一方で、1番の払出簿の転記が終わりました段階で、その段階ではやはり原資料まで戻

ってみないと、自信を持って確定ということにはまいらないなという記録もございます。それについては全体の3割でございますけれども、この名簿・原票を確認をするという作業をいたしております。127万6,000件でございますけれども、そのうち現に確認済、確認が終わっておりますのが約21万件でございます、それについて入力、そして確認という段取りを踏んでまいるということでございます。

それで私どもこの作業を進めます前に、1,000件のサンプル調査を全国でいたしました。そのときにごらんいただいております図の②と③の比率、払出簿を移しただけで即入力が可能なものと、もうちょっと確認を要するもの、2つパターンがあるだろうということで予想しております、その際の比率がサンプル調査では②が56%、③が44%ということで、サンプル調査の場合困難ケースが多かったわけでございますけれども、実際作業に移ってみますと7対3ということで、大体払出簿から即入力が可能な状態のものの方が、比率として予想よりは多くなっている、困難ケースが予想より少なくなっているということでございます。これはまだ楽観視できませんけれども、そういったことも含めまして、現時点では予想通り進捗をしていて、このまま12月末までの補正作業を、何とか終わることができるのではないかと考えてございます。いずれにいたしましても、また定期的に国民の皆様にお示しをし、当委員会でもたご報告をしてまいりたいと思っております。

恐縮でございますが、資料1にお戻りをいただきまして、ただいま統合関係の一番上の5,000万件の名寄せ関係をご説明申し上げました。その下でございますけれども、この名寄せ作業と行いますと同時に、その5,000万件の中身につきまして、一体どのような属性対応の記録がここに入っていたのかということも、一定程度、適時・適切に国民の皆様あてに、ご説明していかなければならないということで思っております、そのための民間の専門家による分析チームというものを、8月20日に設置をしたわけでございます。現在、このチームが大車輪で活動しております、いずれこれがまとまる時期が来ましたら、また当委員会におきまして、こういった対応であったということをご報告を申し上げたいと思っております。

それから、この5,000万件と同様に、いわゆるマイクロフィルムに入っておりました厚生年金の1,430万件、あるいは、船員保険の36万件でございますけれども、これも同様に一つはシステム開発を行うということ、それから、もう一つは、このマイクロフィルムに入っております記録を、具体的にコンピュータのデジタルデータのほうに移してい

きませんと名寄せができませんので、このデジタルデータに打ち込む作業を今実施をいたしております。具体的にはここに左の欄がございますように、入力対象者リストを作成して、これに基づいて打ち込みを今どんどん進めているというところでございます。

その他若干細かい話になりますけれども、その下の欄の基礎年金番号の重複付番の解消、これは基礎年金の番号の制度ができた以後も、ご本人が自分が既に付番されていることを忘れておられる、あるいは、結婚等で改姓をされて、また新しい番号を振り出してしまうということで、重複付番が出てくることがあるわけがございますけれども、これを放置しておきますとまた浮いた記録その他につながってまいりますので、これを徹底的になくしていくという取り組みもあわせてやっております。一番左の欄がございますように、9月27日時点では大体これを8件にまでに減少させておりまして、こういった取り組みを今後とも徹底して進めてまいりたいと思っております。その他、無年金者の方に対するお知らせ、あるいは、基金との突合、共済の過去記録の統合等につきまして、ごらんのような進捗を現在図っているところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。2ページ目は大きな2つ目といたしまして相談の関係でございます。これは既にこの夏にかけて大変な相談の需要の高まりというのを見せまして、非常に国民の皆様にもご迷惑をおかけをしたわけがございます。ここの一番左の進捗状況の欄には、この夏までに終えた一山越えた部分のところの取り組み状況を書かせていただいております。相談につきましては実はこれからが第2の山であると承知をしております、具体的に申しますと、先ほど申しました名寄せ、それから、その結果に基づく特別便のお知らせというものを、12月から発送してまいりますと、それに応じて国民の皆様がアクションを起こしてこられますので、その相談需要にいかにお待たせすることなく的確に応ずるかといった観点で、体制の整備を図ってまいらなければならないということでございます。

したがって、むしろこの相談につきましては真ん中の今後の予定欄、これをこれからいかに円滑に進めていくかということだろうかと承知しております。具体的にはここの載せておりますようなそれぞれの項目につきまして、特にこれは私どもだけで対応できませんので、市町村の皆さん、あるいは、企業の皆さん、あるいは、専門的な知識を持っておられる社労士の先生方、こういった方々のご協力を得ながら全体としてオールジャパンで、国民の皆様との相談に応じられるような体制を、組んでいくということだと承知をいたしております。特に相談につきましては、まず第1次的には、電話でお受けをするという

ことも大事だろうと思っております、下から3つ目の欄でございますけれども、電話相談につきましては特に特別便の専用ダイヤルというものも、設置してまいらなければならないのではないかということで考えているところでございます。いずれにいたしましても相談関係につきましては、名寄せ・お知らせが進む直前の段階で、またこういった目安、こういっためで組み立ててまいりたいということについてご報告をし、またご指導いただきたいと思っております。

3ページ目でございます。大きな3つ目はいわゆる紙台帳、マイクロフィルムとコンピュータの記録との突合せの作業でございます。これはご案内のように、7月5日の政府与党の対策では、まずは5,000万件、1,466万件をきちっと対応し、それと同時にコンピュータと台帳の突合せにつきましても準備作業を進めて、具体的には一番上にございます国民年金特殊台帳の記録の突合せから、来年度お返しをしようというスケジュールを書いておったところでございます。現在のところ、まずこの突合せの前提になります、どこにどのような資料が何点あるのかというところの把握を進行させておまして、それにつきましてそれぞれ逐次公表をさせていただいたという段階でございます。次は特にまず国民年金の特殊台帳につきましても具体的な突合せ方法、これを来年度の予算要求も含めまして、具体的に今検討を進めているということでございます。これにつきましても、予算要求その他につきまして、大体見えてまいりました段階でまたご報告をし、ご指導を賜りたいと思っております。そのほかいわゆるレガシーシステムと言われております、オンラインシステムの最適化の計画の進捗でございますとか、あるいは、年金時効特例法によって年金が増額になった方々にどうお知らせをし、的確に給付に結びつけていくかといった課題があるわけでございまして、ここの下の欄にございますような、今、進捗をしているということでございます。

甚だ簡単ではございますけれども、全体そういう形でこれをまた定期的に少なくとも月1回、国民の皆様のように発信をしてまいりたいと思っております。あわせて、1ページ目の上の左肩にございますように、私どものホームページにこれをもうちょっと砕きました、図式化いたしましたものを登載もしております、こういったものをまた国民の皆様にごらんいただくこともあわせて、さまざまな方法で進捗状況をお知らせし、それで一つは国民の皆様によく見ていただく、それから、ご安心をいただくという取り組みを続けてまいりたいと思っております。資料の1と2の説明は以上でございます。

【中野所長】 引き続きまして、資料3をご説明させていただきます。

資料3－(1)という資料をごらんいただきたいと存じます。ただいまご説明申し上げました中にもございましたが、年金記録5,000万件の名寄せでございますが、名寄せプログラムにつきましてはこの7月から民間等からスタッフに来ていただきまして、プログラム開発を進めてきております。現時点で第1次名寄せ、1.(1)のところに記載をいたしておりますが、年金受給者と5,000万件の年金記録の基本名寄せの試験運用を、きょうも行っているところでございます。おおむね月内に終了する見込みでございます。試験運用の結果を踏まえまして、これが良好でございましたら、11月から年金受給者と5,000万件の記録の本番名寄せの運用に入る予定にいたしております。おおむね1カ月ぐらい運用期間が必要でございますので、12月中には記録が結びつくと思われる方への「ねんきん特別便」の作成・送付ということが可能になってくる見込みでございます。注2のところに記載しておりますが、この基本名寄せと申しますのは氏名・生年月日・性別の3項目が一致をするという場合のものについてのチェックでございます。それから、2番目でございますけれども、これは今ご説明いたしましたのは第1着手でございます。それ以降、年金受給者との第2次名寄せ、それから、現役加入者との基本名寄せ及び第2次名寄せ、こういう作業を進めていく必要があるわけでございます。これらを進めまして、20年3月までにはお知らせをするということで今作業を進めております。

次のページにごくごく簡単なスケジュール図でございますが、ごらんいただきたいと思っております。現在10月の末ということで、名寄せの過程の中での期間重複チェックという工程部分についての試験運用を、実施をしているところでございます。その内容はちょっと次の資料でまたご説明いたします。それと並行いたしまして、2次名寄せのプログラム作成及びその試験を並行して進めております。こちらのほうは現在の見込みでは12月中下旬ぐらいまで作業がかかりそうだと見込んでございます。そういうことを踏まえまして、この下のほうに点線で囲ってございますが、年金受給者の2次名寄せ、現役加入者の名寄せ作業に移っていくということにいたしております。

その次のページをちょっとごらんいただきたいと存じます。期間重複チェックの例でございます。現在プログラムを動かしながら、稼動状況の確認をいたしておりますが、例1でございますが、未統合記録が空白期間と完全一致をするケース、これは2段書きになっておりますが、上の段が受給者の記録、左から右に時間が経過をしていく中で、年金記録に空白部分がある方で、その方の記録と未統合記録がぴったり一致をするというケース、

当然前提としまして氏名・生年月日・性別が一致をしている方ということでございます。こういう方の場合、同一人の候補と判断できるであろうとこういうこととでございます。例2の場合でございますが、記録のチェックをいたしますと、1か月重複が見られるといった場合につきましても、疑同一人、ほぼ同一人と考えることができるであろうということで、特別便通知の対象として判定をしていこうということでございます。例3をごらんいただきますと、これは氏名・生年月日等が一致をしているわけでございますが、年金加入履歴を見ますと期間が重複をしています。こういう方の場合、他人の疑いをぬぐえないということで通知対象からは除外をする。こういったことでコンピュータ上で判定をしていく作業を、今、試験運用をしているということでございます。

資料のその次のページは、前回の委員会でお求めのありましたシステムの開発項目に関する資料でございます。資料3の説明は以上です。

【鈴木企画課長】 それでは、最後に資料4でございます。社会保険業務の業務・システム最適化計画についてということでございます。具体的には、現在いわゆるレガシーシステムと言われておりますオンラインシステムにつきまして、オープン化をはじめといたします最適化の工程を進めているところでございます。その中で特に現在進めておりますのは、「記録管理システム」、「基礎年金番号管理システム」の刷新でございまして、この中ではやはり今回の記録問題で起きた事象が、どのようにきちんと踏まえられ、今後のシステムに生かしていけるかということが、非常に大きなポイントになるということで承知をいたしております。そういう観点から、現在の業務・システムの最適化はどのような方向に私どもが進めようとしているのかということ、それから、今後、いろいろなご意見をいただきながら、詳細設計の段階に移っていくわけでございますけれども、その段階で私どもとして一応留意をしておりますことにつきまして、ご報告をさせていただくという趣旨の資料でございます。

お手元の2番でございますけれども、現在進めております業務・システム最適化の具体的な方向性ということでございます。これにつきましては、私どもの職員だけではなくて、いろいろな民間のシステム専門家の方々を含めました、今、結構大きな改革プロジェクトチームを組んで、進めているところでございますけれども、そのコンセプトといたしましては、ここの①～④にございますように、業務の効率化・合理化、それから、利用者の方々の利便性の維持・向上、そしてデータでございますので安全性・信頼性の確保、それから、このシステムを運営していくに当たりましての経費の節減といったあたりを基本理念とし

て、この最適化を進めているということでございます。この進行につきましては、当然ながら関係の部署ときちんと協議をしながら進める。それから、当委員会につきましても状況をご報告させていただきながら、遂次進めてまいりたいと思っているわけでございます。

先ほど申し上げました①～④の理念に基づいて、今、実施をしているわけでございますけれども、それをもうちょっと具体的にかみ砕いてどういう表れになってくるかということでございますが、例えば業務処理の合理化、業務品質の向上の実現ということからまいりますと、いろいろ細かいことでございますので要点だけにさせていただきますが、例えば当然でございますが、今まで手作業で進めていたものを機械化・システム化できる。それから、既に情報として持っていたけれども、それをなかなか活用できなかったものにつきまして、システムの活用によってより高度な利用ができるようになる。具体的に申しますと、利用者の皆さんに具体的な申請書をあらかじめ必要事項を書き込んでさし上げて、必要最小限のご本人の確認だけで、戻していただければ申請ができるようにする。いわゆるターンアラウンドの対象を拡大としていくということでございますとか、以前、磯村先生からもご指摘がございました、空期間をシステム的に出していけるようにする取り組みですとか、あるいは、データというふうに申しますと、例えば住民基本台帳をはじめといたしますいろいろな公的機関のデータがありまして、これとのリンケージが非常に大事になってまいりますので、そういったことのリンケージもできるようにしていく取り組み。それから、当然でございますけれども、電子申請の取り組みあるいはデータの更新タイミング、これはちょっと具体的に申しますと、例えばコンビニエンスストアから、国民年金の保険料の収納というものをいたしておりますけれども、これをできるだけリアルタイムな形でできるようにして、業務を迅速化していくといったような業務の合理化、品質の向上といったものが、この最適化で図ることができるだろうと考えてございます。

それから、次のページに参りまして、当然、国民の皆様にとりましても、通知書、届出書につきまして不要なものについて、あるいは、多種類のものについてできるだけ統廃合を図りまして、わかりやすい届出書としてお届けする。そういうことによりまして、逆に国民の皆様からもわかりやすいということで発信をいただいて、正確な情報交換を進めるといったようなことも、できるようになるだろうと思っております。

それから、この中で意思決定の機能と監査機能、これについてきちんと支援をしていくというのも、システムの重要な機能だろうと思っております、具体的にはここにございますようなB I ツール—Business Intelligenceツールでございますとか、経過管理システ

ムといったものを導入いたしまして、こういった監査機能の強化・支援といったものを含めまして、意思決定機能・監査機能の支援強化を図ってまいりたいと思っております。

それから、(4)でございます。高品質・低コストなシステムの追求ということで、これは設計思想をきちんと1回組み立てましたものを、継続性を持って体系的にずっと維持していくというのが非常に大事であるということ、私どもこれまでの経験にかんがみて痛感をいたしております、その中で設計開発の各段階におきまして、そういったものの標準化・共通化を推進する、それによってある意味で低コストなシステムというものを実現できるようになると思っております。それから、現在進めております記録管理システムは、データが命でございますので、データベースのつくり方につきまして、今までは私どもも供給側の発想と申しますか、制度別の管理をいたしておりましたけれども、これはお客様の発想に立てばやはり被保険者の方、受給者個人に着目した統合したデータベースをつくってまいらなければならない。また、それによっていろいろなことが実現できるようになるということで、データベース構造の見直しということもやっていく必要があると考えてございます。

それから、経費の節減という意味で申しますと、この最適化が実現いたしました暁には、年間経費で約300億円の運営経費の削減が図られる。これは従来からいろいろなところにご報告申し上げているところでございます。

こういった基本的な考え方で、具体的な方向性として進めているわけでございますけれども、その中で3ページでございます。特に今般の年金記録問題ということに焦点を当てまして、こういった問題を二度と繰り返さない、これをシステムの面できちんと担保していくということが、非常に重要であろうと考えておまして、そういう観点から幾つか今後の詳細設計も含めまして、私どもが今計画していることのご紹介でございます。まず第1点といたしまして、事務処理、データの取り扱いということで、これはもう一つに尽きるわけございまして、いわゆる誤入力、ミス、あるいは、不正な入力、こういうものをきちんと防止して、正しいデータしか入らないようにいかにしていくかということでございます。具体的に、まずいろいろなことに共通する事項といたしましては、多少細かいのでポイントだけにいたしますけれども、例えば基本的に変な入力はできないようにするという意味での、いわゆる論理チェックの強化というものをやってまいります。これによりまして、簡単な話といたしましては、例えば氏名がないような記録というのは、そもそも入力できないということになってまいります。それから、新たにデータを入れますときに、

既にシステムの中にあるデータと不整合なものがあったら、これはアラームが出る、あるいは、それが入力できないという形で、いわゆる誤った入力、不正な入力というのはこういった形でも、防止ができるようにしていくということでございます。

それから、これはシステムそのものというよりは業務の種類でございます。(イ)でございますけれども、業務担当領域を分割をする。1人の人間が川上から川下まで全部やってみますと、これはその中でいかようにもできるということになりますので、そういったことがないように相互牽制というものを含めまして、届出書の受付・入力から通知書の発送まで、それぞれ区々に分けて担当者を分割をしていく、担当領域を分割していくということでございます。それから、通知書のシステム作成で、通知書そのものに誤入力・不正入力というものをなくしていく。それから(エ)も業務関係でございますけれども、「ねんきん定期便」というものを導入することによりまして、ご本人に確認をしていただく機会をつくり、私どもだけではなくて国民の皆様のご協力も得て、記録を一つ一つ正しいものにしていく、こういったものもシステムの中に取り込むということでございます。それから、通知実績の管理によるデータ管理の強化ということもでございます。それから、イでございますけれども、当たり前でございますが一番効果がありますのは、やはり手作業なり、あるいは、あるものをパンチで打ち込むということでミスが起きるといたしますと、それをなくすという意味でOCRの活用拡大による誤入力の防止というものも、徹底してやってみりたいと思っております。

それから、4ページ目でございます。一括処理入力で情報の出し手、受け手によるチェックの強化ということでございますが、これは簡単に申しますと、今まで打ち込みをいたしまして、目視でリストの打ち込み結果を確認いたしておりますが、こういったものをシステム対応でできるようにする。それから、年金の関係で先ほどご紹介いたしましたように、例えば保険料を金融機関、コンビニ等から受け入れるということになりますと、外部インターフェースでデータを受け入れるということになりますので、その外部インターフェースから受け入れた段階で、きちんと妥当性・合理性のチェックが働く、これによって外部からの誤ったデータの入力も防ぐ。こういったものについてこれからの設計段階で、きちんと位置づけてまいりたいと思っております。

それから、重要なのが次のエ、移行データの取り扱いでございます。今まで申し上げてまいりましたのは、これからの入力ということでございますが、実は既に5,000万件の記録をはじめといたしまして、不備のある記録が現に存在するわけでございます。これを

まずいかにきちんと減らして、新しいシステムまでになくしていくか。ただ、全部なくすということもこれまた論理的にできませんので、これをいかにきちんと新しいシステムの中に取り込んだ段階で、フラグを立てるなりして追跡して、あらゆる機会を通じてこれを補正をしていくかという観点でございます。

それで、まずは5,000万件につきまして、名寄せ等もはじめといたしまして、できる限りの統合・整理をする、これはもう当たり前のことでございます。その上で（ア）でございますけれども、新システムができてデータを移行させる時点におきまして、その時点で不備内容を精査いたしまして、移行方針を確定をする。そこで（イ）でございますけれども、移行時点で機械的に直せるものがあれば、そのタイミングで徹底的に直していくということでございます。これは現在のオンラインシステムの切り替えのときに、必ずしも不備データがきちんと直らなかったということの反省に立って、今後の新システムの切り替え時においては、こういうことは徹底的になくしていくという思想で取り組みたいということでございます。

それから、ちょっと先に進んで恐縮でございますけれども、5ページでございますが、（2）の稼働後の記録不備データということでございます。ただいま申し上げましたが、移行までにまず徹底的に不備データの数を減らす。それから、移行のタイミングをとらえて、さらに直せるものは徹底的に直すわけでございますけれども、そんな中でゼロになるという楽観的な見通しに立って、システムを用意するのにもまたよろしからぬ面がございますので、一定程度残ったということを前提といたしまして、その残ったデータにつきましても、きちんとフラグを立てるなりして徹底的に追えるようにする。それから、新システムで支援系の機能というものを充実させることにしておりますので、そこで不備データの抽出・把握・管理ができるようにする。要するに確実に追跡をして、どこに行ってしまったかわからないということが絶対ないように、あらゆる機会をとらえて不備データについて直していく、こういうものをシステムの的にビルドインしていくということでございます。

それから、次に（3）でございますが、また話が移りますけれども、データの管理・監視機能ということでございます。これは、例えばログの取得分析ということで、（ア）にございますように、不正処理の監視・監査ができるようにする。例えば、従来言われておりますような業務目的外閲覧なんていうものは、絶対できないようにしていくということでございますし、また、入力自体がおかしなデータが入力されますとアラームが鳴って、それをシステムの的に把握できるようにしていくということでございます。それから、（イ）に

ございますように、これは今のレガシーシステムの大きな欠点とも言われておりますけれども、いろいろなデータの統計分析をやるのに、また新たなプログラムを開発しなければならないということで、非常にご批判が大きいわけでございまして、新しいシステムではそういうことがないように業務統計機能を拡充をしたい。具体的には、いろいろな不備データも含めた分析が簡易にできるようにする。その分析自体が、システムの基幹業務に影響を与えることがないようにスムーズにできるようにしていく、こういった観点での設計もしていくということでございます。

それから、最後の（４）でございますけれども、こういったシステムを用意いたしました上で、運用面で留意すべきことでございます。幾つも当たり前のこともございますけれども、まず（ア）といたしまして、システム運用稼働時間の延長等への柔軟性の拡充でございます。これは、現在オンラインシステムを１時間延長するだけで莫大な費用がかかりまして、また延長しようとする、前々からマシンスケジュールを組み立てて用意しなければいけないという、非常にいわばかたい構成になっておりますので、そういうことがないように非常に柔軟な構成を目指したいということでございます。それから、当然でございますが、６ページの（イ）でセキュリティの管理機能を強化する。生体認証でございますとか、あるいは、そもそも基礎的な話といたしまして、部屋や建物に出入りするときの物理的なセキュリティの強化、こういったものまで目配りをしてまいりたいと思っております。

そして業務運用の中では、細かいので簡単にいたしますが、処理状況の共有とか、手管理例外処理のシステム化、それから、決裁ワークフローのシステム化ということで、決裁者の決裁がとれて初めてシステム上の記録が直るといような仕組みの取り入れ、それから、ヘルプ機能の充実、業務品質の向上といったことを、いろいろ目配りをしてまいりたいと思っております。

ちょっと甚だ長い説明で恐縮でございましたけれども、私ども今般の記録問題の反省に立ちまして、現在進めておりますシステムの最適化におきまして、こういったことについて目配りをし、またご指導をいただいた上でいろいろご意見を伺いながら、次の詳細設計を進めてまいりたいということでございます。以上でございます。

【葛西委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまご説明がありました内容につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、自由にご発言をいただきたいと思います。

【村岡委員】 プログラム作成の作業自体が、非常に順調に進んでおられるというのはいろんな方から伺っていますので、それは非常に結構だと思うんですが、本日いただいた資料にはちょっとコメントというか、お願いがあります。はっきり言いますと、本日いただいた資料はプロジェクト管理のご報告の資料としては、ちょっと不満があると思うんですね。例えば一例を言いますと、資料2で500万件の補正作業の進捗状況というのがありますけれども、例えば毎月、少なくとも何%行かなければならない、または行っているはずであるという当初の見込みがありまして、それに対して、今回例えば16%だからこれはOKだとか、いやこれはちょっと遅れているとかいうのがわかりませんと、16%という数字だけ伺っても、喜ばばいいのか悲しんでいいのか、これがわからないと思いますので、それはぜひお願いしたいと思います。

同じようなお願いなんですけど、5,000万件の民間の専門家による分析というのがございますよね。分析をおやりになるというのは、統計的に分析して、統計データを見るということもおありだとは思いますが、やはり一番の目的は、このデータによって例えば第1次名寄せ、第2次名寄せがどれぐらいうまくいきそうか、または、第3次名寄せその他、その次の第4次名寄せまでぐらいうまくなきゃいけないのかというような見通しを立てるといことが、一つ非常に大きな役目だろうと考えているわけです。そうしますと、そのデータがどこまで行っているかはまた別途伺うとしても、そのデータを基にして、例えば第1次名寄せでは何%ぐらいうまくいくはずである、第2次名寄せではここまで行くはずであるという見通しを、定量的にぜひ示していただきたいと思います。

こういう数字を出していただくというのは、別にその数字を見て遅れているからけしからんとかいうような議論するためではなくて、これははっきり言って担当の方ご自身でござらんになって、到達するはずだった数字に及んでないとすれば、何か新しい手を打たなければいけないということを判断されるために必要な数字です。そういうような形でしていただければ、これは順調に進んでいるとか、これはちょっと問題があるようだから別の手を打たなければいけないとかいう、少し前向きな議論ができると思います。ぜひよろしくお願いします。

【葛西委員長】 今の点につきましてはいかがですか。

【鈴木企画課長】 工程管理ということからいたしますと、まことにそのとおりのご指摘だと思いますので、次回ちょっと努力をしてみたいと思っております。

【住田委員】 あわせてよろしいですか。

【葛西委員長】 はい、どうぞ。

【住田委員】 もう一つ同じ資料2なんですけれども、作業の進捗状況として「注）3の事務局が①の作業工程を終了」と書いてあるんですが、この事務局というのは、どこが、どのぐらいの分量を持っていて、どのように動かしているかということも、あわせて今後ご報告をお願いいたします。内訳ですね、よろしくをお願いします。

【鈴木企画課長】 承知しました。

【葛西委員長】 ほかに何か。

【岩瀬委員】 今の関連で5,000万件の内容の分析作業についてですが、これは別のサーバーに5,000万件を移して、それで分析をかけるということだと理解しているんですが、それでよろしいのでしょうか。

【中野所長】 はい、そうでございます。

【岩瀬委員】 ということは、5,000万件を、今どの程度別のサーバーに移しかえられているのかというのをちょっと教えていただけますか。

【中野所長】 5,000万件の未統合データを抽出してまいりまして、その複製したデータを別サーバーに今、格納を終えたところでございます。

【岩瀬委員】 もう全部移したんですか。

【中野所長】 はい。5,000万件の記録についての格納をようやく終えまして、終えた上でサーバーで解析ができる状態に環境の設定・確認等をしながら、ようやく具体的な中身を分析できる状況になっております。これまでの間、分析のためのさまざまな過去の経過の分析等をして準備を進めてきておりました。

【岩瀬委員】 なるほど、わかりました、ありがとうございました。ついでに今の関係で5,000万件でもう一つお聞きしたいんですけれども、この3-(1)の資料の一番下のところに、2次名寄せで生年月日の前後1日を見るということなんですけれども、生年月日で月日が間違っている人のケースというのは少なく、むしろ生まれた年を間違っている人が多いのではないかなと思うんですが、そこは見ないんですか。

【中野所長】 年の部分は見ないようにしております。それ以外の緩和条件としまして、元号を外すような形も名寄せの一つのバリエーションとして考えております。

【岩瀬委員】 例えば僕がいろいろ聞いてみますと、年齢を偽って就職する人がある。その場合、生まれた月と日は合っているけれども、生まれた年が違っている。10歳ぐらいごまかして就職しているケースが結構あるというんですが、そうすると、そういう人た

ちはこの2次名寄せでは出てこない、ひっかからないということになりますよね。

【中野所長】 現在のこの2次名寄せの仕組みの中では出てこないことになります。

【岩瀬委員】 そういう人たちを拾っていくというのは、2次でなく、残った部分を解明する中でまた考えるということですか。

【中野所長】 はい。ここで考えております1次、2次の名寄せ作業を終えまして、その後も解析作業も組み合わせまして、その先さらに個別にどう崩していくのか、解明していくか。

【岩瀬委員】 わかりました。もう一つお聞きします。期間重複のチェックなんですけれども、1か月以内であれば本人とみなして、1か月以上であるとみなさない。これは何かサンプル調査なんかして、そういう線引きができるというふうなことになったんですか。

【中野所長】 ここは私どものほうでこういう設定をさせていただきました。こういった期間重複が発生するケースを実社会の中で考えてみますと、無断欠勤をして、もう事実上その職場を放棄してしまって、別の会社にあるいは別の土地に移って生活を始めているというような状態のときに、二重の状態が発生することがかなりあります。そういう場合に1か月無断欠勤をしたままの状態というのは、かなり異常な状態といえますか、それ以上の期間というのはなかなか考えにくいのかなということもございまして、1か月という線引きを一つ考えてみました。

【岩瀬委員】 この重複期間なんですけれども、仮に会社勤めをしていて厚生年金に入っていると。会社をやめて国民年金に入りますよね。その部分が重複している、1か月重複しているということのケースですか。

【中野所長】 厚生年金同士の場合が典型的な場合だと思います。

【岩瀬委員】 なぜこれを聞くかといいますと、私、今度自分の年金記録を調べてみたんです。そうすると重複期間があったんです。3か月あるんですね。僕は別に無断欠勤もしなくて、厚生年金をやめてすぐ国民年金に入っているんですけれども、どういうわけか3か月あるんですね。だから、これを1か月で切っちゃうと、普通に制度を変った人であっても、あるいは、制度間で移動した人でも、落ちる人が出るのではないかなと思ってお聞きしたんですけれども。

【中野所長】 ご指摘の点も踏まえて、先ほども申しましたけれども、今回の名寄せで処理をし、かなりそれによって全体の数が絞られてきて、その中でさらにどういうふうな形で、それぞれの年金記録を基礎年金番号に結びつけるか、そこをさらに検討していき

いと思います。

【岩瀬委員】 どうもありがとうございます。

【磯村委員】 システムの関係でのご説明への確認と、もう一つ、「ねんきん特別便」への対応についての提案というか、お願いというか、二つ申し上げてみたいと思います。

まずシステムの面で、資料4に縷々改善計画に相当する「最適化」という言葉を使って書いてらっしゃいますね。これまでのご説明からすると随分よくなったなという感じがする内容でございますので、これはこれで大変安心するところなんです、ここに書いておられる最適化の具体的な内容は、従来のレガシーシステムではできなかったことが、一応書いてあるというふうに考えてよろしいですか。

【鈴木企画課長】 従来できなかったものを今回の最適化で実現していく、そういうことです。

【磯村委員】 従来欠如していたもの、あるいは、従来不十分であったものを改善させたというふうに考えてよろしいですか。

【鈴木企画課長】 そういうことでよろしいと思います。

【磯村委員】 そうですか。そうしますと、資料4の3ページをごらんください。上から8行目ぐらいのところに、共通事項の(ア)「項目の論理チェックの強化による誤入力・不正入力の防止」の部分がございまして。さっき事例として名前のない入力はチェックする、それから、既に入力してある部分と違う入力があったらチェックするというお話がございました。ほかに2月30日とか、昭和65年なんというのも論理チェックの対象になるべきですね。こういう論理チェックは本来発注者側である皆さん方が、受注業者に事細かに指示なさらなければいけないものなのか、あるいは、受注業者が論理的に見て、専門知識を持っている立場として、当たり前組み込むことなのか、どっちなのでしょう。

【鈴木企画課長】 一つは、当然、常識の範囲内で受注者側としてやらなければならないものもあるかと思いますが、やはり私どもの発注者の姿勢といたしまして、そういったことも含めてきちんとできているかのチェックというのは、やはり業務面に関連する事項でございますので。

【磯村委員】 そうでしょうか。

【鈴木企画課長】 やっていかなければならないのかなと思っております。

【磯村委員】 この辺、業界の常識というものはどうなっているのか、次回で結構ですからお調べになってください。普通は、これは受注側が当然考えるべきことなんです。

【鈴木企画課長】 ちょっと勉強いたしまして、またご報告させていただきたいと思
います。

【磯村委員】 はい、よろしくお願いいたします。これが確認でございます。

あと、ちょっと気になりましたのは、この最適化システムの中に、当然、専門家である
受注業者がお考えになっておられることが抜けております。例えば災害、地震の場合のバ
ックアップはどうするのか。それから、外部接続、インターフェースはこれすべてオンラ
インでございますね。バッチの処理なんていうのはございませんですね。

【鈴木企画課長】 物によりまして一部バッチもあるようでございます。

【磯村委員】 バッチの処理をなさるということは、それなりの余分な手間と事故の可
能性があるんですが、ご存じでしょうね。なぜ一部についてバッチの処理をなさるん
でしょう。

【鈴木企画課長】 具体的に申しますと、一部公的機関のデータにつきまして、まだオ
ンラインで接続できないけれども、利用しなければならないものがあります。

【磯村委員】 それはL GWANとの関係も含めてですか。

【鈴木企画課長】 よろしければ、そこのあたりを調べまして。

【磯村委員】 じゃあ、次回で結構です。

【鈴木企画課長】 また次回ご報告させていただきたいと思ます。

【磯村委員】 極力ひとつバッチはなくしてオンラインで、コストの関係もございま
すでしょうけれども。

【鈴木企画課長】 わかりました。

【磯村委員】 それから、続いて「ねんきん特別便」の関係で、これは提案というか、
お願いごとでございます。

今「ねんきん特別便」をお送りになりますと、おそらく7,000万か8,000万人の方
に郵便が行くんでしょうね、順次。そうしますと、それをごらんになった方が相談に來ら
れます。相談に來られるとなると窓口が大混雑いたしますので、どうしてもマンパワーが
必要であると。かねがね舛添大臣が関係閣僚会議でマンパワーをと言っておられますけれ
ども、もっと手近なところにマンパワーがたくさんあるのではないか。それが実は地方自
治体と社会保険労務士の皆さん方でございます。この方々は何とか協力をしたいと言って、
一生懸命いろんなことをやっておられるし、提案もしておられます。具体的に、私、実は
先々週と先週、社会保険労務士会の大槻会長さんほかと、それから、先週は地方自治体で

埼玉県の志木市長さんにお目にかかってまいりました。ここにいらっしゃる岩瀬委員ともども行ってまいりました。

まず志木の市長さんのお話を簡単にご披露いたしますと、ぜひ照会端末を設置して、これを自治体の職員が自主的に操作できるようにしてほしいというご要望がございました。今なぜ自治体の職員が自主的に操作できないかといいますと、例の地方分権一括法によって自治体の職員はもう権限がないということで、厚生年金の資格画面が見られないわけですね。ところが、地方自治体にしてみますと、国民年金で5年しか入ってなくて、厚生年金で21年入っていたら、26年だということを確認するためには、どうしても厚生年金の資格画面も見たいわけですね。ところが、それが見られない。これは結局、地方分権一括法という法律が地方自治体の仕事を低減するという目的のためにつくられた一括法でございまして、まさか基礎年金というものをベースにして、国民年金、厚生年金、共済年金がつながっているんだという意識では考えてなかったからなのではないかと思います。したがって、国民年金の仕事もばさっと中央に吸い上げた。ところが、そのうち一部は地方自治体でもできるということになっているんですけども、これが中途半端なのではないか。

したがって、地方自治体の方からしてみますと、せっかく相談に来られた方々を怒らせて帰ってしまうことになるんですね。ここではわからないのか、たらい回しじゃないかと言って、地方自治体の方が文句を言われ、怒鳴られて、その相談者は遠く離れた社会保険事務所へ行かないと、解決ができないということなんで大変困っておられるわけです。そのために、志木市としては年金特区というのを二度申請なさいました。ところが、いずれも実現しておりません。そのほかいろいろやっておられるんですが、現状どうしているかといいますと、志木市役所では資格画面を社会保険事務所に自分で照会をして、向こうでいろいろ言ってくれていることをメモに書いて、それを目の前にいる相談者に伝えている。しかし、これでは手間がかかってしょうがないというので、実は去年から相談にお見えになった方の相談内容を、全部いったん市役所の職員が受けとめて、それを10件なり15件なりまとめて1時間かけて社会保険事務所に市の職員が持参して、そこで手続をある程度済ませて帰ってきて、それを別の日に相談に来られた方にもう一遍市役所に来ていただいてお返しすると、こういう代行作業をやっているわけですね。これしか実は今のところ解決の仕方がない。この代行作業というのは、現状では比較的評判がいいようでございます。

これを聞いたほかの市町村の方が、今、7件見学に来ておられます。なぜここまでしなければならぬのかということ、幾ら社会保険事務局に言っても、中二階の方というのは非常に対応が悪いようです。事務所の現場の方はよくなったようです。しかし、中二階がだめなんです。何も返事もしないということで、大変お怒りになってらっしゃいます。そのほか、そこまでしなくても、市町村の方が社会保険事務所の職員、すなわち国家公務員と無報酬で併任するならできるのではないかと今模索しておられます。これについても相談をしてもあまり返事がないんだそうですね。一方では、社会保険事務所の非常勤の何の知識もない職員が端末を操作している。それに比べて市町村の知識を持った職員の方が操作したほうがよっぽどいいのではないかと私は思います。

実はこういうことがあります。ある相談者がお見えになりまして、「私、二十何年前に〇〇機械という会社に勤めていました」というので、資格画面を見られませんかから問い合わせをいたしました。「そんなのありません」ということなんですね。市町村の職員の方が社会保険事務所にわざわざ行って、資格画面を前にした社会保険事務所の方に、〇〇機械という会社でなければ、〇〇機械「製作所」というのをつけてみたらどうですかと言って聞きました。「あ、ありました」と言うんですね。製作所という3文字が抜けているかわからないからといって、気を配って探してくれるということ、今の社会保険事務所の方はまだ徹底しておられません。しかし、お客さんの身になったら、製作所というのを普通抜かしてしゃべっていますから、製作所という字をつけたら出てくるんじゃないかといって、再度資格画面たたいてもらったら出てくるわけですね。こういう配慮をきかせる人というのは、やっぱり一番身近な人しかないんですよ。その人たちの意見を聞かずに「ありません」と言って突っぱねてしまうのが現状なんです。ですから、そういうことも含めて提言に対する真摯な対応をしてほしいというのが、市長さんのお話でございました。

一方、社会保険労務士会、ここも実は同じようなことを言っておられます。自分たちで資格画面をぜひ操作したい。そうしたらいろいろ気を配って、本来、社会保険事務所で「ありません」と言って突っぱねる人たちのものも、今までかなり救済できているし、これからもできるであろうと言っておられます。今はしようがないから、端末と操作職員とをセットで受け入れてもらっているんですね。ところが、端末の機械が少ない、職員の人数が少ないというんでなかなか思うようにならない、ここを何とかしてほしい。たまに商工会議所等での相談日に、社会保険労務士の方が応援に行かれます。応援に行ったときの社会保険事務所の職員の方々が、社会保険労務士になさる態度というのが、極めて不快感を与

える態度であると。例えばあなた方はアルバイトみたいなものですから、「番号札配るだけで結構です」というふうな対応をされると、自分たちは一生懸命やろうと思っているのに何だと、こういうご意見がございました。そこで、長官へのお願いでございますが、ぜひ有志の自治体の首長さんなり、あるいは、社会保険労務士会の会長さんなり、あるいは、身近に検証委員会の金田先生もいらっしゃいますが、この方が社労士会の副会長をやっております。こういう方々からぜひ意見を聞きたいんだというふうにお声をかけていただけませんか。ぜひ現場のご意見を聞いていただきたい。これをぜひこの場でお願いしておきたいと思います。大変ぶしつけな言い方をいたしますけれども、年内にぜひやっていただいて、その結果がどうであったかお教えいただきたいと思います。私が不正確なことを申し上げるよりも、直接皆さんがお聞きになってください。これをお聞きになるのは皆さん方の義務だろうと思います。

地方自治体や社労士会から要望書が出されているそうですが、社会保険事務局、中二階からは何も返事が来ない。何遍か出した後で返事を求めにいくと、「ご返事ができません」というのが返事でありましてということなんだそうですね。そうすると、せっかく何とかしてお手伝いをしようと、この大変なときに何とかしようという気持ちがなえてしまう。そのほか費用弁償のことなんかもございます。その辺のパートの方とほとんど変わらないような時給に相当する費用弁償なんだそうでございます。あの人たちはお金の問題じゃないからといって言うておられません、こちらのほうから水向けて聞き出したところでは、そういうことでもございました。したがって、長官、お願いいたします。ぜひ一遍市長さんでも結構でございますし、社会保険労務士会の会長さんでも結構です。とにかく意見を一遍聞いていただけませんか、お願いいたします。

【坂野長官】 今のお話で実は、私、社会保険労務士会の会長さんと既にお会いをしております。

【磯村委員】 あ、そうですか。

【坂野長官】 お話も既に直接伺ったことがございます。いろいろ協力についてアイデアをお持ちであるということも伺っております。いろいろなご提言の中にはすぐできるものと、できないものとかいろいろございます。趣旨は社会保険庁だけでやり切れるものではない、それを幅広くいろんな方々のご支援の中でやる必要があるし、そういうものに協力をする、そういうご趣旨でございますので、私どもお願いをする立場から、できるだけそういう環境づくりをやりたいと思っているのでございますが、個々の具体的な項目にな

りまして、すぐに私が今ここで申し上げるのもかえって無責任になると思いますので、そういうお話を伺ってもいるし、まさに真剣に検討もしているという状況として、まずきょうはご報告をさせていただきます。またいずれこういうことについてご報告ができる状態になれば、当然この委員会にも報告をさせていただきます。

それから、地方自治体の方についても、きょうご紹介いただいた市長さん以外の市町村からも、提案をいただいております。そういうものについても、現在のいろんな公務員制度の中、人事制度の中で具体的に詰めなければならないものもあるんですけども、何かうまい方法がないかとも言っております。せっかくのお申し出に、少しでも私どもが生かすといいますか、そういうことができないかと考えておりますので、その点についても今お話があったように、地方の事務局、事務所での対応で非常にまずい面があったかということも伺いましたけれども、私としてはそういう気持ちで既に職員にも、検討・指示はしている状況であったことはご配慮いただきたいと思います。

【磯村委員】 はい。

【坂野長官】 それから、今のお話の中で、市町村の方のご照会で、事業所名などについて社会保険事務局、事務所が非常に画一的な対応をしている、市町村職員の方はむしろ柔軟な対応をして、いろいろ探しておられるという話がありました。私も数か所この前から、事務所を回っておりますけれども、社会保険事務所のある程度経験を積んだ職員というのは、事業所名などについてはかなりいろんなノウハウを持っておりまして、むしろ窓口で、今、委員がおっしゃったように、私はこういうところに勤めていたということをおっしゃるんですが、実はそういう企業名ではなくて、それは単にいわば愛称、通称であって、本来の事業名はこうだ。例えばパチンコ屋さんとか非常に多いんでございますけれども、そういうものについては、やっぱりそこで地域で長く勤務している人は、それならこういう会社ですということで、これですよねということをお示しして確認したり、いろんなご照会に対してもそういうことでやっているケースが、私が聞いた中でもかなりございます。したがって、そういう画一的な対応をした職員も確かに、今のお話でいると思いますけれども、逆にかなりの職員はノウハウを活用して、いろんな探し方をしているという実情も、他方にあることもご理解をいただきたいと思います。

【磯村委員】 確かに現場の方は随分よくなってこられた。こういう話は、やっぱり臨時職員の方なんですな。

それから、続いて、ねんきん定期便が分かりにくいというお話をさせていただきます。

現在、58歳通知と35歳通知がねんきん定期便として送られていますが、要点は35歳通知が受信者に何を期待しているのか、もらった受信者が一体何をどうすればいいのか意図がわからないんです。35歳通知が私の娘婿にあてて来まして、そうできが悪い男ではないと思うんですが、その男が「お父さん、これ何をすればいいの」と言ってきたのが第一声でございました。正直、私も見て「こうしなさい」ということが言えませんでした。ただ、封筒にはインターネットで照会ができますということが書いてありますので、インターネットで照会をすることが目的だというふうに誤解する人がかなり多いようでございます。中身は個別には申し上げませんが、ひとつこんな不審を持つ人間がいるんだということを基に、できればなるべく早い機会にこれを作り直していただいたほうが、むだ遣いがなく済むんじゃないかと思います。

特に、35歳通知の備考欄は何を書いているのかさっぱり意味がわかりません。具体的には「ねんきん定期便の見方」という紙でございます。右の下に「⑭備考欄のメッセージについて」というのがあります。7項目ございますが、中には意味がよくわからないものがあります。ここでのご説明は結構でございます。ぜひ中でごらんいただいて、ほんとうに素人の目線でできているのかどうか、皆様方のような知識はほとんど持ってない方が受け取るという前提でお作りいただかないと、理解はしてもらえません。

それから、58歳通知について、多分皆さん方はこの際この通知を出して、返信はがきを出して、返してもらって、年金の記録で間違っているものがあつたらこの際チェックをしたいという、非常に欲の深い手紙をお作りになったものだと思います。こういう複雑な手紙をお出しになるよりもむしろ、「私どもが管理しております加入記録はかくかくしかじかです、その職歴の中で間違いがあつたらぜひ電話か面談でお知らせください」というのが筋だろうと思います。というのは、こういう加入記録を手紙のやりとりでやるというのはどだい無理だと思います。私も経験がありますけれども、面談でこういうことを伺って訂正をしてもらうだけでも1時間はかかります。

それから、58歳通知の中の「加入記録照会票の記入例」の中に、間違いが1件あるんじゃないかと思います。「加入記録照会票」の下の方の高井戸株式会社と手書きで書いてある部分の退職日が4月1日となっているのですが、多分これは資格喪失日と混同しておられるのではないのかなと。もしここが4月1日だったらその前のページは、喪失日は4月2日にならなきゃいかんのですが、どっちかが間違いですね。こういうふうな部分がありますと、3月31日に退職しても「お、4月1日と書かないかんのかな」と勘違いをす

ると人が必ず出てきます。

それから、記入例の中にあるカラ期間の説明とか、あるいは、#マークの説明というのは非常に不自然ですよ。#マークの説明は、「確認はがきを返したら私のほうで直します。」と書いてある。じゃあ、なぜ加入記録を届ける前に直さないのかというふうな疑問が当然出てまいります。ですから、あまり確認はがきだけにお頼りになって、文書だけのやりとりでなさろうというのは、この案件についてはどだい無理だろうと私は思っておりますので、この辺も素人の目線で作り直していただいたほうが混乱がないと私は思います。

これと類似したようなものが、「ねんきん特別便」でどさっと何千万人にも送られましたら、その混乱やいかにというふうに懸念するところであります。ですから、ぜひ「ねんきん特別便」の手紙をお作りになるときには、素人の目線を持った外部の人に見てもらったほうが、無駄がなくて混乱が少なくなるのではないかとというのが私の気持ちでございますので、この辺ぜひよろしくご検討いただきますようお願いをしておきます。以上です。

【葛西委員長】 今のお話で何かありますか。

【鈴木企画課長】 今のご指摘はまことに大事なことでございまして、私ども「ねんきん特別便」をお送りして、国民の皆さんにご自身の目でご確認いただいてアクションを起こしていただく、もうこれに尽きますので、今いろいろいただいたご指摘も含めましてよく考えて、またいろんな専門家でない方々のご意見も聞いた上で作り込みをして、またご報告をして進めさせていただきたいと思っております。

【村岡委員】 4点ほどお願いがあるんですが、まず簡単な2点、これは先ほどお願いすべきだったと思うんですが、まず報告は一番最初に「某月某日までは全然問題なく進んでいます」とおっしゃるか、「こういう問題があります」というか、まずそのマクロなことを言っていないといけないと思います。それを毎回、きょうは問題ありません、または問題がありますという報告をしていただきたいんですが、それに対して、まず今回は問題がないと考えていいんですか。予定どおりすべて進んでいますと。

【葛西委員長】 どうですか。

【鈴木企画課長】 今日の時点では予定どおり進んでいると申し上げてよろしいかと思っております。

【村岡委員】 はい、ですから、それを毎回お願いしたいと思っております。

それから、2点目は細くなるんですが、今の磯村さんの話とも多少関係するんですけども、この計画の中で当然準備のための作業というのがありますよね。例えば一例を細

かなことと言いますと、電話応答をするとすると電話応答システムの設計を当然しなければいけないわけですね。設計のような細かいことはいいんですが、例えば規模としてどれぐらいのものを用意しますかとか、そのためのマニュアルが当然必要で、いつまでに作りますかとか、そういう準備作業についても主なものは書いていただいて、その準備作業でいかどうかというのを報告いただければ、今の磯村さんのような話も含めて、その準備作業なら大丈夫ということが確認できると思うんですけども、これはいかがでしょう。

【鈴木企画課長】 準備作業につきましてもできるものにつきまして、遂次ご報告させていただきますということで取り組ませていただいています。

【村岡委員】 いや、できるものではなくて重要なものについて。

【鈴木企画課長】 失礼しました、重要なものにつきまして、これは国民の皆様にお示しするこれまでの進捗状況とは別に、またこの場である意味よくごらんいただくということもあろうかと思しますので、そういったことも含めて重要なものについてご報告したいと思います。

【村岡委員】 最初申し上げたように、これは国民の方にはこれでいいかもしれませんが、この場としてはぜひそれをお願いしたいということです。

【鈴木企画課長】 わかりました。

【村岡委員】 それから、3点目なんですけど、資料3-(2)がございませぬ。別に資料3-(2)の中身を今議論しようということは考えておりませぬのでどうぞご安心ください。それから、資料4の1ページで④経費節減というのがございましたよね。それで、これは今日でなくていいんですけども、お願いは、今の状況はシステム最適化で、第1段階の業者を公募で選んだと。結論は1社しか応札してこなかったものもあるという状況ですよね。今まで基本設計ですか、別にそれのいい悪いを言っているんじゃないですからどうぞご安心ください。それから、また今これから公募をかけるんですか、ちょっと遅れているようですけども、いずれにせよ公募をかけると。ひょっとすると1社しか応札しないということは当然想像できるわけですよ。

そのときにやはり皆さんここにいらっしゃる方も、それから、世の中の方も含めて、一般に、競争入札で複数企業が入札したのであれば、その中で相当安くなっているなどというのは、ある程度の納得性があると思うんですが、1社しか応札しない場合には、それが妥当な金額かどうかというのは、社保庁さんのほうできっちりと詰めて、国民の方に説明される義務、説明責任があると思うんです。もちろん個々の数字を出すか出さないかという

のは、相手業者との守秘義務その他もあると思いますけれども、少なくともこういう手順でこういうことをやって、確認した結果ですから大丈夫ですよ、納得性のいく数字ですということは公表していただくのが、少なくとも今回の社保庁、またはほかのシステムもそうかもしれませんけれども、についてはやはりやっていただかないといけないと思います。それについては別に今日・明日ということではないんですが、ぜひ適当な段階でそれをするにはお考えいただきたいし、お考えいただくべきだと思います。

【葛西委員長】 今の点はよろしいですか。

【鈴木企画課長】 ご趣旨のように踏まえてやりたいと思います。

【村岡委員】 4点目はもう少し先のお願ひなんですが、どちらからいったらいいのかわかりませんが、新システムのほうですね。新システムについていろいろなことがあります。そうすると、もう社保庁さんのほうでもう耳にタコができるぐらいお聞きになっているでしょうけれども、こういうシステムを進める場合にはC I O、要するに業務の最適化・効率化から始まって経費削減、経費削減にはいろんな意味の経費削減、それこそハードウェア上いかに削減するかとかいう話から始まって、いろんな意味の経費削減まで絡むので、やはりC I Oというような方が世の中ではいらっしゃるのが常識ですし、やはり今回の場合も必要だろうと思います。

確かに厚労省にはC I O補佐官ということで、優秀な方がいらっしゃいます。もちろんその方にやっていただくのなら、やっていただくで結構だと思いますが、その場合には、ぜひC I O補佐官が社保庁さんのところにダイレクトに、命令という言葉が悪いかもしれませんが、改善要求を出したらちゃんとその要求に従って、またはもちろんそれは議論していただくのは構わないと思うんですが、できるような仕組みにしませんと、C I Oなしでこのような大規模システムを開発するというのは、世の中の常識からいうとはっきり言って恐ろしいことだと思います。ましてや今回の場合、実はご承知のようにシステム規模全体幾らになりそうかというのは、刷新可能性調査の報告書で出しているんですよ。それがいいか悪いか別にして。ですから、ある意味で値段についての一つの目安が出ている。もちろん情報公開という意味で悪いことではないと思いますが、そういうことも踏まえると、やはり相当きっちりと、C I OないしC I O補佐官の方がそういうこともちゃんと見て、目配りして、必要ならばしかるべき方に作業を依頼して、仕事ができる仕組みがないといけないと思うので、これは今すぐは答えにくいかもしれませんが、ぜひお考えいただければと思います。

それと、それにあわせて今度5,000万件なんです、この表をこれだけ拝見しますと、システムに対応することから、現場の方にお仕事をお願いすることから、当然いろんなことが入っていますよね。それを全体を見回して仕事の割り振りをする、または、仕事のスケジュールリングをする、そういうようなプロジェクトであればプロジェクトマネジャーが必要だと思います。もちろんシステムに関しては優秀なプロジェクトマネジャーがいらっしゃるからいいんですけれども、これだけの全体の仕事を見回してやられる方が必要だと思います。失礼ながら、もちろん長官はそういうお立場におありになるというのは重々に理解をいたしますけれども、やっぱり長官がすべて日常的にそういうのをごらんになるというのは、失礼をあえて省みずに申し上げれば、やはりちょっと企業では社長さんがやられるというのは大変なので、やはり適当な箇所の適当な方がいわゆる部署ごとの、昔の言葉で言えば縄のれんではなくて、横通しに眺めて仕事を動かせるといふうにしていただきますと、何か問題が起こったらそこでとまってしまうと。とまってしまうと、当然最終的には国民の皆さんから非常に不満または不安感が伝えられてくるようになると思いますので、ぜひその体制についてはよくよくお考えいただき、必要な手を打っていただければと思います。以上です。

【葛西委員長】 今の2点については何かありますか。

【鈴木企画課長】 先ほどの新システムをつくっていく上でのCIO補佐官でございますが、まさにご指摘のとおりでございます。私ども今回の設計を進めていく上で、厚生労働省のCIO補佐官にも、ほとんどもうチームの一員のように入っていただきまして、具体的に申しますと、調達仕様書の隅々まで見ていただいてご意見いただき、現にそれをまた改善をすると、プロセスごとにそういうことをやっておりますので、今いただいた観点も含めまして、引き続きそういうことに留意して体制づくりをやってまいりたいと思っております。

【村岡委員】 念のため申し上げておきますが、今のCIO補佐官、それから、今のプロジェクトマネジャーの方々はずごく優秀な方々ですから、私が申し上げているのは、そういう方が仕事をしやすい体制、または仕事のしやすい環境をつくっていただきたいということを申し上げているのでありまして、今の方々にご不満を申し上げているのではないということは、きっちり申し上げておきたいと思っております。

【葛西委員長】 もう一つの統括的な体制についてはいかがですか。

【坂野長官】 5,000万件の名寄せに向けた作業全体の統括責任をどのような体

制をつくるか、これはこれまでもご説明をしていると思いますけれども、業務センターがこの全部の仕事を統括して実施をしているわけでございます。当然センター長、副所長、特に副所長はこの情報システムを含めて長い実務の経験を持っておられる方として、この夏から来ていただいているということでございまして、そういうトップの下にそれぞれのチーム、チームにまた責任者を置いて、全体として作業なり体制を組み上げるということを作っております。ただ、委員の方々にごらんいただいて、いろいろお気づきの点がこれからも出てくると思いますので、そういう点をご注意をいただく中で、いろいろ改善をしていきたいとは思いますが、基本的な体制は私はそういう形で組んでいるというふうに承知をしております。

【葛西委員長】 村岡さん、そういう体制で。

【村岡委員】 いや、別に私はそうでないとか、そうであるとか申し上げる立場にありませんけれども、結果は国民が見るとのことだけ申し上げておきます。

【葛西委員長】 ほかに何かご質問ありますか。

【岩瀬委員】 先ほどの僕のお願いに関係することですけれども、生年月日の名寄せと重複期間の拾い出しの部分で、これはもう今のシステムのままいくということですね。生年月日の前後1日というのをもう一回見直して、生まれた年まで2次名寄せでかけていくようなプログラムを作る必要があるのかないのか。作る必要があると考えた場合に、今からそれは間に合うのかどうか。今のプログラムでそれを処理しないのであれば、何か別の手を考えられる余地があるのかどうかですね。そういうのをきょうでなくても結構なので教えていただけますか、それを一つお願いをしておきたいと思えます。

それともう一つ、今後の相談体制の充実に関することで、法律上、ウインドウマシンを社保庁の職員の人以外は使えないというのもわかるんですけども、仮に市役所だとか社会保険労務士の人たちに使ってもらおうといった場合に、ウインドウマシンの数の問題になってくると思えます。これは、現在NTTデータからリースを受けているのか、それとも社保庁がそのマシン自体を持っているのか、リースを受けているのであれば幾らで借りているのかということ、ちょっと教えていただけますか。

【宮本サービス推進課長】 サービス推進課長でございます。あわせてまして相談体制推進室長を拝命しております。ちょっと、今、手元にデータがございませんので後ほどご報告させていただきます。

【岩瀬委員】 はい、じゃあ、よろしくお願ひします。

【葛西委員長】 生年月日のチェックをどうするというお話は？

【中野所長】 ご指摘の生年月日の件につきましては、また改めまして説明をいたします。

【葛西委員長】 あと、重複期間についてはいかがですか。

【中野所長】 はい、重複期間の取り扱いについてですね。

【葛西委員長】 作業というのは効率性の問題もあるから、多分何かそういう判断はおありなんだと思うんです。何かあるならそれをはっきり言われたほうがよろしいんじゃないですか。

【岩瀬委員】 そうですね、その辺の判断も教えていただければ。

【葛西委員長】 例えば、ごく数が少ないから、2次名寄せには入れないで後へ送って、それはまた別のところで調べればいいという判断をしておられるのなら、それはきちんと言われたほうが僕はいいと思いますね。

【中野所長】 現状におきましては、先ほどご説明をしたような前提で、作業スケジュール、プログラム開発の段取りを組んでおります。そういうことで、先ほどプログラム開発スケジュールをご説明しましたが、かなりスケジュール的にはタイトな面がございます。そういう中で先ほどのご指摘の点、また重要な点でございますので、どのようにそれを具体的に生かしていくかについて、また改めて考えましてご説明をさせていただきます。

【葛西委員長】 お願いします。

【磯村委員】 直接この年金のシステムとか、5,000万件の問題には関連しないんですが、地方分権一括法がいかに市町村に迷惑をかけているかという一端をちょっとご披露して、何とかうまく改善できる方法があったらご検討いただきたいということを、これは年金局の宮島さんに。

国民年金の保険料というのは、今、市町村で収納できませんよね。国民年金の保険料を滞納している人に、今度、健康保険証を短期に切り替えると、こういうご指示をなさっておられるわけですね。市町村では健康保険を短期に切り替えますが、そのときに年金の保険料を過去の滞納分を払うから、受け取ってくれと言われても、実は市町村で受け取れないものだから、近くのコンビニまで行ってくださいと言うんですね。コンビニで受け取れるものが何で市町村で受け取れないんだと、これは大変な不満だそうでございます。年金の問題には直接関係ありませんけれども、そういった部分もたまりたまって、市町村の方がご苦労しておられるということをぜひ理解していただいて、何か具体策があったら願

いいいたします。そこら辺から解決していかないと、なかなか市町村の協力は得られないということですね。

【樽見参事官】 私、名札は宮島になっているんですが、実は宮島が国会用務でちょっと遅れておりまして、代理で出席させていただいております。

【磯村委員】 きょうのご返事は結構です、ご返事は要りません。

【樽見参事官】 はい。

【葛西委員長】 大体予定の時間が来ましたが、よろしいですか。

【村岡委員】 最後に1点だけ簡単に。最後の資料の4ページ目のエですが、移行データの扱い、これも別にきょうご返事は結構ですけれども、言いたいのは、「できるだけ」というのは、目的・目標にはならないと思います。要するにこれとこれとこれは作業としてやりますというのであれば目標になります、「できるだけ」という努力目標は少なくともお約束にならないと思います。きょうはもちろん結構ですけれども、いずれはこれとこれとこの作業だけをやっけてきちんとしますと、それでできなければしょうがない、後に残すとか、そういうことをやっぱり言うていただくべきだと思いますのでよろしくお願ひします。繰り返しきょうは結構ですし、先の話です。

【坂野長官】 ちょっとその点は誤解を生じるといけませんので、申し上げておかなければいけないと思います。きょうの国会審議、厚生労働委員会が開かれておりますけれども、そこでも質疑がございましたが、新しい年金機構に移行するまでの間にすべて統合をし切り、かつ現在収録されている電子データが、転記ミスその他も含めて誤りもすべて台帳に当たって、すべて誤りも解消をするということを約束していると、そういうご質疑があったわけでございます。それで、厚生労働大臣は当然新機構に移行するまでにデータの誤りあるいは統合というものは解消する、そういう決意で作業に取り組む必要がある。しかし、膨大なデータ、例えば台帳等でいけば8億件を超えるデータが台帳にあるわけでございまして、こういうものについてすべて今の時点でいついつまでに、どうこうしてやり切るといふ、お約束という形で申し上げるわけにはいかないけれども、決意としてはそういう決意で臨みたい、そういう答弁をしておられます。

私どもきょうお出ししたもので、「できるだけ」と書いておりますけれども、これはその大臣の答弁を修正するとか、そういうことではなくて、大臣のお考えを受けて、ちょっときょうは申しわけないんですが、やや表現として不適切を書いている、そういうふうにご理解をいただきたい。しかし、このシステムを組む上では、仮に全部我々がなくすという

ことを決意したところで、システムとしてはそういうものがあり得るという前提で、システムを組んでおくことは当然必要なわけございまして、新しいシステムでデータ不備その他があった場合にも、きちんと対応ができるような形にしておく必要があると、そういうふうにはまず私もは考えているわけございまして。

それから、万々が一統合できないデータ、あるいは、記録の台帳等の照合がすべて済まない、そういう事態もこれは可能性として、理論的にはあり得るわけございまして。特に統合関係でいけば、ほんとうに記録に載っているお名前の方が、最後までどこにおられるのかどなたかもわからないという事態もないではない。そういうような作業をとことんやっても、どうしてもわからない形で残るデータというのは理論上あり得る。そういうものについては、当然別管理をやるということが必要なわけございまして、そういう形でもこれは対応ができるというようにしているつもりである。考え方としてはたくさん残るとか、そういうつもりで書いているわけじゃないということだけは、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

【葛西委員長】 不適切というのは舌足らずという程度でいいんですか。不適切でと言うとこの言葉はまずいということになりますけれども。

【坂野長官】 この表現はちょっと不適切であると思っております。

【葛西委員長】 思う、じゃあ、直すわけですね。

【坂野長官】 直したほうがいいと思っております。

【葛西委員長】 そうですか、それはどうぞ。

【大宅委員長代理】 最後に一言いいですか。

【葛西委員長】 はい、どうぞ。

【大宅委員長代理】 今のにちょっと関連してずっと気になっていたんですけれども、要するに3月末までにこの5,000万件ができると。できないだろうと外野はいつていて、でも、できると言ってもらえるわけですね。その心意気はいいんですけれども、みんな終了「予定」とか、12月中に何とか送付する「予定」と、「予定」ですね。その決意はいいんです。決意はいいんですけれども、血相変えてやっているだけではできない可能性があるとするれば、こういうところとこういうところに問題があって、こういうところを直してもらえばもっと早くできるとか、こういうところを協力してもらえばもっとできるとかいう、できるようにするためという見方が出てきたら、いいのになという気がするんですよ。

何しろやります、やりますだけ言われてもね、それよりネックになっているようなところがあるとか、これを直せばもっとスムーズにいくところとかというのが現実問題としてあるとしたら、自分たちだけで抱え込むのではなくて、できるためにはこうやらなくちゃという、全然発想を変えた見方みたいなものが出てきてほしいなど。だから、それをいかにできるようにするかというふうに発想を変えて、動き出してほしいなという気がするんですよ。

【坂野長官】 今のご発言に逆らうわけではないんですけども、今のご発言の中でちょっと気になりますのは、5,000万件のデータが3月までにすべて統合されるという前提で、お話しになっているんじゃないかという気がするんですが、それは私どもがこの前のご説明をしたこととは違うと思うんです。私どもが3月までに必ず終わるということをお約束したのは、基礎年金番号に登録されておりますデータと、統合されていない5,000万件のデータの名寄せ作業は、必ず3月までに終了をいたしますということをお約束をし、かつその名寄せ作業の中で該当した方については、まず該当された方について特別便をお送りをいたしますということもお約束をした。ただ、4月以降、名寄せに当たらなかった方々ではまず受給者の方々、それから、現役の被保険者の方々に時差を置いて、特別便で加入履歴をすべてお送りして、それについて間違いあるいは脱漏その他がないのかご確認をいただいて、私どもの社会保険庁にお聞かせをください、あるいは、ご確認をくださいということをお願いをいたします。それについては、すべて特別便をお送りするこのスケジュールは、4月あるいは6月以降お出しをしますよということを申し上げている。5,000万件がすべて統合される期限はまだお約束をしていないという状態で、これは何度もご説明を申し上げているつもりでございます。したがって、政府が今、総理大臣以下国会でも重ねてお約束をしておりますのは、3月までに名寄せを行い、名寄せに該当した方について特別便をお送りするというのを、公約としてお約束をしている、そういうこととしてまずご理解をいただきたいと思います。

それから、私が先ほど、万々が一理論的には残る可能性があるとお申し上げたのは、特別便をお送りし、かつこのデータの内容について先ほど解明作業とお申し上げましたが、どういう性質のデータが要るのかというのを、属性その他から分析をして、分析結果に応じて探索方法をいろいろ考えます。ほんとうにお亡くなりになった方を探すためには、市町村に全部照会をしていろいろやらなければならない、あるいは、行方不明の方についても市町村の住民基本台帳をたどっていきながら、現在のところを考えなければならない、ある

いは、事業所を移っておられる方も考えなければならない、いろんな探索方法を考えながらずっと探索をしてまいります。それについても8月の工程表で、この前この委員会でご説明したときもその方法を申し上げました。そういうことをやっていって、それでも見つからない方がいらっしゃるといことは理論的にはあり得ると、そういうことを申し上げました。

それから、紙台帳に収録されているもの、電子データになっているもので、それを確認するために紙台帳に当たらなければならないものは、件数でいけば8億件ぐらい紙台帳に今あります。そういうものに全部当たる。この8億件の紙台帳のデータが全部間違っているわけではなく、ほとんどは正しく入っていると思いますけれども、その中には既に第三者委員会が出てきているように、記録が事実と相違しているというものもあるわけでございます。そういうものを見つけ出す作業というのもやらなければなりません、どういう作業方法で、どういう人たちが作業をするか、そういう要は作業のプログラム自体をつくるためのサンプル調査を、この特殊台帳については年度内、それから、厚生年金等については翌年度にまたがって、サンプル調査をして作業方法を組み上げます。その上でどういう作業をどういう期間、どれだけのコストをかけてやるということを、私どもで具体的に決定したいと思っております、そういうことを申し上げているわけです。その作業の組み上げ方によって、いつまでかかるかということもおのずからできてくるわけですが、これもきょう国会で度重なるお尋ねがございましたけれども、今の時点でいつまでに幾らかけて、何人でやり切るという約束をしるというお尋ねがございましたが、それもそういういわば前提となる作業をやった上で、具体的に明らかにして国民の方々にもお示しをしていきたい、そういうことを申し上げて今回はとどめさせていただいている。

ただ、その作業の上でもほんとうにすべてやり切れるかどうかという問題はあって、理論的には幾ら台帳で調べても現実、事実と合っていないということを国民の方からおっしゃられてきたときに、やはり間違いだったというものもあり得るだろう。そういういろんなケースがあり得るといことを、私は申し上げているわけございまして、特攻精神でやりますということで私どもやっているわけではなくて、手順その他も組み上げながら、現在進めているということだけはぜひご理解をいただきたいと思っております。ただ、いろんなアドバイスをいただくということは当然でございまして、これからも皆様方のアドバイスをいただきながら、改善すべきものはどんどん改善をしていきたい、これは申し上げるまでもないことだと思っております。

【葛西委員長】 私は、今、坂野さんが言われたような理解をしております。ただ、大宅委員の言われるような理解をする人もいるわけなので、その辺はやっぱり機会をとらえて、遠慮しないで積極果敢に実態を説明をしていくほうが、私はいいんじゃないかと思えます。政府としての対応としてはやっぱり踏み込んで対応する、例えば、世論の誤解に対してそれをまず受けとめて対応するというよりは、一步踏み込んで説明を先にするというやり方がいいという感じがいたします。

それから、地図がない道に行くような話で、今までこういう作業はなかったわけですから、地図がまだ不備であるので歩けないと言っていますと時間のほうはどんどんたってしまいますから、私はやりながらその先の道を探るということも必要ではないかと思えます。実践的・実効的に最大限の精査・統合ができる道を選ぶことが、大切だと僕は思うんですね。ですから、地図の不備についてはいろいろあると思えます。あるいは、もうちょっとましなツールを使えばということもあるかもしれませんが、その議論はその議論として、歩きながら取り入れられるものは取り入れていくけれども、今や動き出してしまっているわけですから、それが進まないと困りますよね。できるだけことはやったというところを、いかに納得させるかという作業になるんだろうと思うんです。ですから、ぜひスケジュール管理を今していらっしゃるペースで、あるいは、それ以上のペースで進むように頑張ってくださいと思います。

ほかになれば、大体予定の時間を少しオーバーしましたので、この辺できょうの委員会を終わりたいと思います。ご説明いただきました厚労省、社保庁の皆さんには、どうも大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。またこれからもよろしくお願ひしたいと思えます。

(厚生労働省・社会保険庁退室)

それでは、委員会の議事につきましては、ここまでで終わりということにいたします。次回は11月16日(金)の14時からということで開催させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上